

過料事件最高裁決定に対する見解

令和7年3月5日
世界平和統一家庭連合

当法人に対する解散命令申立に先立ち、文部科学省（以下、「文科省」）は民法上の不法行為も解散事由としての「法令に違反」に含まれるとの解釈に基づき、令和4年11月以降、令和5年7月に至るまで、当法人に対して7回にわたり質問権を行使しました。しかし、同解釈は、岸田文雄総理大臣（当時）が従来の政府解釈を一夜にして変更した結果であり、法理論上、到底受け入れられないものでした。当法人としては、質問権行使に対する回答拒否も検討しましたが、諸事情を踏まえ、国が主張する「不法行為の組織性、悪質性、継続性」に関連すると思われる質問を中心に回答しつつ、それ以外の質問についても、信者のプライバシーに関する質問等、回答が不適切と思料される質問以外は、できる限り回答に務めました。これに対して文科省は、当法人の回答が十分でなかったとして、当法人の代表役員に対して過料10万円を科すよう、裁判所に求めました。東京地裁（1審）、東京高裁（2審）ともに過料に処するとしたことから、当法人代表役員は、憲法違反を理由とする特別抗告及び法令違反を理由とする許可抗告を申し立てました。

以下、今回の最高裁決定を引用しつつ、その問題点に関して、当法人の見解を述べたいと思います。

過料事件の特別抗告審決定で最高裁は、「違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものである」として判断をしませんでした。しかし、宗教法人法81条1項1号の「法令に違反し」の違反対象法令が民法709条であるとする以上、同条の構成要件が「徳島市公安条例事件大法廷判決」（最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁）が示した判断基準に照らして予測可能性・明確性を有しないとす憲法31条（適正手続保障・罪刑法定主義）違反の主張は、正に憲法違反の主張以外の何ものでもありません。これを実質的に法令違反の主張であるとして無視するのは、憲法裁判所である最高裁判所の責務を放棄したものと云わざるを得ません。

次に、許可抗告審決定は、「民法709条が一定の行為を禁止する旨を定めた規定（注：禁止規範）とはいえない」と言いながら、「同条の不法行為を構成する行為は、不法行為法上違法と評価される行為、すなわち、一定の法規に違反する行為であり、……『法令に違反』する行為に当たる」としていますが、ここでいう「一定の法規」には実定法規ではない社会的相当性や信義則などの不文の秩序・社会規範も含まれ、これら不文の秩序・社会規範までもが実定法規を意味する「法令」（宗教法人法81条1項1号）に含まれると解釈することは、明らかに「法令」の文言に反するといわざるを得ません。同決定が自認する通り、民法709条が禁止規範ではないのであれば、一体全体、違反した「法令」は何なのか、

特定のしようがありません。また、最高裁判例（最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁）が「民法709条が制裁，抑止又は予防という目的を有するものではなく，それらは刑事上又は行政上の制裁にゆだねられている」旨明確に言い切っているのにもかかわらず，本来，制裁，抑止又は予防という目的を有しないはずの不法行為が，突如，制裁，抑止又は予防を目的とする公法上の不利益処分の根拠とされるのは甚だしい矛盾である（判例違背）と当方が主張したにもかかわらず，最高裁は，単に「本件に適切でない」として判断を避けています。しかし，上記が「不法行為制度の本質」と「公法・私法の峻別」という我が国法体系の根幹に関わる重大な法律上の論点であるにもかかわらず，その判断を避けてこれを曖昧にすることは，深刻な禍根を残すこととなります。例えば，許可抗告審決定の論理を敷衍すれば，不法行為に止まらず，信義則違反行為（民法1条2項）や権利濫用行為（同条3項）などの私法上の違反行為が広く法令違反行為として公法上の規律（これは宗教法人法に限られない）に取り込まれることとなりますが，これが不当であり，我が国の法体系全体にとって非常に有害であることは明らかです。

この決定は他の宗教法人に対しても重大な脅威となり得ます。民法上の問題を抱えている宗教法人は少なからず存在するからです。しかも，宗教法人法の解散事由に時的限界が設けられていない以上，政府が恣意的判断によって「過去の問題」を取り上げ，如何なる宗教法人をも解散することが可能となるからです。

自由と民主主義の模範国家であるとの評価の高い日本で，このような最高裁決定が下されたことは，日本の国際的信用を毀損するものです。憲法及び法論理を殊更に無視した本件各決定は，宗教団体の解散事由に不法行為を含まないとする確立された国際法に真っ向から反するものでもあり，今後日本がより一層の国際的非難を浴びる結果となることでしょう。